

協力型臨床研修病院の指定について

ご協議いただきたいこと

- 基幹型臨床研修病院である市立吹田市民病院を經由してなされた**医療法人恒昭会 藍野花園病院**の協力型臨床研修病院の指定申請について、書類審査の結果、指定基準を満たしていることから指定してはどうか。

申請理由

- 市立吹田市民病院における精神科研修の更なる充実を図るため

指定前の協力型病院（精神科）

医療法人松柏会 榎坂病院
医療法人恒昭会 藍野病院

指定後の協力型病院（精神科）

医療法人松柏会 榎坂病院
医療法人恒昭会 藍野病院
医療法人恒昭会 藍野花園病院

指定期日

令和5年4月1日

【医師法及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令】（臨床研修関係）

医師法

第十六条の二

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- 二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- 三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」

(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからケまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

- ア 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。
- イ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- ウ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
- エ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- オ 適切な指導体制を有していること。
- カ 当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。
- キ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
- ク 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。
- ケ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。
- コ 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。